登録特定送配電事業者	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 四　電気の取引に関すること	初年度以降十年間
発電事業者	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　月別の最大電力の供給に関すること 三　年度別の電力量の供給に関すること 四　使用を開始し、又は能力を変更する発電所に関すること 五　電気の取引に関すること	初年度
	一　月別の最大電力の供給に関すること 二　月別の電力量の供給に関すること	初年度以降十年間
	第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所であって、第十年度以内に着工するもののうち出力三十五万キロワット以上のもの（能力を変更するものにあっては、その変更する出力が三十五万キロワット以上のものに限る。）に関すること	初年度
		第十一年度以降

2　前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

小売電気事業者	一　様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書 二　様式第三十八の三の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書
一般送配電事業者	一　様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書 二　供給区域内において行う電気の供給に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力量想定書 三　供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力確保状況について記載した様式第三十三の二の調整力確保計画書 四　供給区域における周波数の標準周波数に比した変動の割合について、前年度の実績を記載した様式第三十七の周波数滞在率実績表 五　様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書面 六　初年度及び第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載した書類 七　様式第三十八の二の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並びに最大需要電力発生時における運用容量及び受給電力を記載した書類
送電事業者	様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類
特定送配電事業者	様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類

登録特定送配電事業者	一　様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書 二　様式第三十八の三の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書 三　様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類
発電事業者	一　様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書 二　様式第三十八の三の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書 三　様式第三十四の初年度における発電所別発電計画明細書 四　様式第三十五の初年度における火力発電所燃料計画明細書

3　法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十八の四の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。

4　法第二十九条第三項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十九の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る第二項の表下欄に掲げる書類の変更の内容を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第四十六条の三中「一般電気事業者及び卸電気事業者」を「一般送配電事業者及び送電事業者」に改める。

第四十七条中「第三十二条第一項」を「第三十二条において準用する法第二十五条第二項」に、「様式第四十」を「様式第二十八」に改め、同条の次に次の節名を加える。

第八節　あっせん及び仲裁

第四十七条の二及び第四十七条の三を削る。

第四十七条の二の二第一項中「第二条の四、第二条の五第二項、第二条の七第二項及び第二条の八」を「第七条、第八条第二項、第十条第二項及び第十一条」に、「第二条の九第二項」を「第十二条第二項」に、「第二条の九第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、第二章第八節中同条を第四十七条の二とする。

第四十七条の三の三中「第二条の六」を「第九条」に改め、同条を第四十七条の三とし、第四十七条の四を第四十七条の八とする。

第四十七条の三の七中「第三十七条の二第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十七条の三第一項」を「法第三十六条第一項」に改め、第二章第八節中同条を第四十七条の七とする。

第四十七条の三の六第一項中「第三十七条の三第一項」を「第三十六条第一項」に、「様式第四十の三」を「様式第四十の二」に改め、同条を第四十七条の六とする。

第四十七条の三の五第一項中「第三十七条の二第一項」を「第三十五条第一項」に、「様式第四十の二」を「様式第四十」に改め、同条を第四十七条の五とする。

第四十七条の三の四中「第二条の十二」を「第十五条」に改め、同条第五号中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改め、同条を第四十七条の四とする。

第三章第一節に次の一条を加える。

第四十八条の二　法第三十八条第四項第四号の主務省令で定める要件は、特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、十万キロワット）を超えることとする。

第四十九条中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項」に改める。

第五十条第一項第一号中「一般電気事業又は卸電気事業」を「一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。）」に改め、同条第三項中「第一条第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第八号中「又は」を「若しくは」に改め、「総称する。）」の下に「又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認（以下「使用前自己確認」という。）」を、「の法定事業者検査」の下に「又は使用前自己確認」を加え、同条第四項中「電気事業の」を「法第三十八条第四項各号に掲げる事業の」に、「同法」を「大規模地震対策特別措置法」に改め、同条第五項中「電気事業の」を「法第